

農山漁村地域整備計画 事後評価調書

整備計画名	徳島県自然災害に強い農山漁村づくりのための治山事業計画					
整備計画年度	平成22年度～平成26年度（5年間）	交付対象	徳島県			
1. 交付対象事業の進捗状況【実施要領^{注1}第5の2の（1）】						
<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害危険地区のうち新規着手した地区が26地区あり、従来から治山事業を実施していた地区も含めて事業を行った結果、5年間の計画期間中に11地区が「概成」又は「一部概成」となり計画どおりの整備が行われた。 ・その結果、定量的指標における山地災害防止機能が確保される集落数「10集落」追加の指標は、平成26年度までの実績は「11集落」達成できている。 						
2. 事業効果の発現状況【実施要領第5の2の（2）】						
<ul style="list-style-type: none"> ・治山施設整備等を実施することにより、自然災害から県民の生命・財産を保全するとともに、森林による水源のかん養、生活環境の保全が図られた。 ・「オンリーワン徳島行動計画」や「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」により、自然災害に強い農山漁村づくりに取り組んだ。 						
3. 成果目標の目標値の実現状況【実施要領第5の2の（3）】						
【定量的指標】						
山地災害防止機能が確保された集落数		目標値	実績値	単位	達成評価	備考
災害発生の危険性が高い山間部において、治山施設整備等を実施することによる、山地災害防止機能が確保された集落数の増		10	11	集落	達成。	
4. 今後の方針【実施要領第5の2の（4）】						
<ul style="list-style-type: none"> ・未だ未着手となっている山地災害危険地区については、更に事業効果の発現に向けて事業実施を推進していく。 ・設置した治山施設等は、今後適正な維持管理を行い事業効果の継続的な発現に努める。 ・また、継続地区及び今後新規着手する地区については、整備計画年度を平成27年度から平成31年度（5年間）として「徳島県国土強靱化地域計画」や平成21年4月から施行している「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」により、自然災害に強い農山漁村づくりに取り組んでいくとともに、災害発生の危険性が高い山間集落の更なる保全に努める。 						

（注1）実施要領とは、「農山漁村地域整備交付金実施要領」のことを指す。